

岡山県感染症予防計画の改正について

1 計画の性格

感染症法第10条に基づき、感染症の予防のための施策の実施に関して、県が定める計画である。

国が定める基本指針に即して、「感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策」や「医療を提供する体制の確保」、「緊急時における対応」などを定めるものである。

2 改正の理由

国の基本指針が5年ごとに再検討することとされており、県の計画についてもこれに準じ、平成16年10月の改正から5年経過したことから見直すものである。

3 改正の内容

- ① 平成20年の感染症法の改正により、新型インフルエンザが『新型インフルエンザ等感染症』として感染症の類型に設けられたことによる該当記述部分の整理。
- ② 「入院診療を担当する医療機関の確保」を追加。
- ③ 感染症の情報発信窓口となる『感染症情報センター』を、環境保健センターの役割として位置づける。
- ④ 平成19年3月31日をもって結核予防法が廃止され、感染症法に統合されたことから、結核予防計画を本計画に統合。

3 今後のスケジュール

| | |
|---------|-----------------------------|
| 3月下旬 | 市町村への意見照会 感染症対策委員会への意見照会 |
| 4月上旬 | 取りまとめ |
| 4月上旬～下旬 | パブリックコメント |
| 5月 | 告示（岡山県広報への掲載） |